

第二部 各論
五 労使関係
(一) 労働組合組織の動向
(1) 組織の一般概況

三四年六月末現在の単位労働組合(単位組合と単一組織下部の単位扱組合とをそれぞれ一組合として取扱ったもの)数は、三九、三〇三組合、組合員数は七〇七万八千人で、三三年同期に比べ、四八〇組合(三・九%)、一九万六千人(二・九%)の増加を示し、ここ数年来の増加傾向を持続している。単一労働組合(単位組合と単一組織組合とをそれぞれ一組合として取扱ったもの)数、組合員数も、三三年同期に比べ五九三組合(二・九%)、二二万七千人(三・三%)の増加となり、組合数、組合員数ともに、この集計開始(二八年)以来の最高値を記録した。

このような組織数の増加は、主として三四年一年間(三三年七月～三国年六月)の新設組合数および組合員数が解散組合数および組合員数を上回ったこと、既設組合内においても雇用労働者の増加等にもなって組合員数が増加したことによるものである。しかし、単位労働組合の増加率としては、組合数では、三〇年の全国的な市町村合併にともなう公務、教育関係労組の組織変更等が影響して三一年に大幅な伸長をみせた後、逐年漸減傾向をたどっており、組合員数でも、二九年以降三三年まで保合または微増の傾向をたどってきたのが、三四年にいたり、その増加の幅が小さくなっている(第二〇五表)。

組合の新設、解散の状況を単位労働組合についてみると、まず、三四年一年間の新設組合数は、四、九五三組合、その組合員数は三八万五千人で、三三年に比べ、八四八組合、一二万三千人の大幅な増加となった。しかし、そのうちには組織変更、分裂などによる形式的新設が多いので、これをのぞいた未組織労働者の組織化分、すなわち実質的新設だけをとると、二、二六一組合、組合員数一五万五千人で、三三年に比べ組合数は五五組合の減少、組合員数は七千人の微増にとどまっている。このような実質的新設の停滞は最近の傾向で、二九年から三〇年にかけてかなり伸長した以後は、組合数、組合員数とも停滞傾向を示している。これは、主として中小企業等の未組織労働者の組織化の困難性を示すものと思われる(第二〇六表)。

第205表 単位労働組合数および組合員数

第205表 単位労働組合数および組合員数

年	組 合 数	組 合 員 数	対前年増減率	
			組 合 数	組 合 員 数
	組合	人	%	%
29年	31,456 (18,127)	5,986,168 (6,075,746)	4.4 △ (0.6)	2.5 (2.5)
30々	32,012 (18,013)	6,166,348 (6,285,878)	1.8 △ (0.6)	3.0 (3.5)
31々	34,073 (18,935)	6,350,357 (6,463,118)	6.4 (5.1)	3.0 (2.8)
32々	36,084 (19,297)	6,606,275 (6,762,601)	5.9 (1.9)	4.0 (4.6)
33々	37,823 (20,132)	6,881,581 (6,984,032)	4.8 (4.3)	4.2 (3.3)
34々	39,303 (20,725)	7,077,510 (7,211,401)	3.9 (2.9)	2.9 (3.3)

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

(注) 1) 各年6月末

2) ()内の組合数および組合員数は、単位組合と単一組織組合をそれぞれ1組合として取扱った数である

3) △印は減少

これに対し解散組合数は三,八二一組合,その組合員数三二万一千人で,三三年に比べ一,六八五組合,一四万九千九百九十九人の増加となったが,これについても,新設と同様,組織変更,分裂などによる形式的解散が多く,これをのぞいた実質的解散でみると,六五組合,一万三千人の増加となる。最近の動きでは,三一年にかなりの減少を示した以後大体保合で推移しており,三四年の実質的解散もとくに顕著な動きはみられなかった(第二〇七表)。

なお,組織変更,分裂をのぞく実質的新設および解散組合は,ここ数年一貫して中小規模の組合によってしめられている。

第206表 新設単位労働組合数および組合員数

第206表 新設単位労働組合数および組合員数

年	合 計		実質的新設		形式的新設	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
	組合	人	組合	人	組合	人
29年	2,051	268,920	2,002	160,338	1,049	108,582
30々	3,763	359,060	2,928	218,103	835	140,957
31々	3,272	274,432	2,497	162,552	775	111,880
32々	3,138	252,344	2,490	167,196	648	85,148
33々	3,105	262,777	2,316	147,739	789	115,038
34々	4,953	385,006	2,261	154,816	2,692	230,190

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

第207表 解散単位労働組合数および組合員数

第207表 解散単位労働組合数および組合員数

年	合 計		実質的解散		形式的解散	
	組合数	組合員数	組合員	組合員数	組合数	組合員数
29年	組合 2,551	人 198,590	組合 1,688	人 103,596	組合 863	人 94,994
30々	3,599	235,645	2,040	109,393	1,559	126,252
31々	2,243	186,171	1,498	81,985	745	104,186
32々	2,551	186,570	1,595	89,999	956	96,571
33々	2,136	172,249	1,403	73,536	733	98,713
34々	3,821	320,935	1,468	86,166	2,353	234,769

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

一方、既設組合では三四年の景気好転が組合員数の増減にかなり反映し、雇用の増大によって組合員が増加した組合数および組合員数は、いずれも三三年同期より増加し、雇用の減少によって組合員数が減少した組合は少なくなっており、不況下にあった三三年とは逆の傾向を示している。この既設組合内での増加は、三四年全体としての組織伸長要因としてかなりの比重をしめたのであるが、このことは三二年の動きと類似している(第二〇八、二〇九表)。

このように景気変動にともなう雇用労働者数の増減がかなり鋭敏に組織労働者数の増減に反映するのは、わが国における組合の組織形態が大部分企業別組織であることの結果によるものであろう。

以上のような新設、解散の差と既設組合内での増加によって、組合組織は全体として増加したが、雇用労働者総数中にしめる割合-推定組織率-は、三三年に比べ〇・七ポイント下回る三四・五%に低下した。これは組織労働者数の増加にもかかわらず、景気的好転で雇用が増加し、なかでも労働者の組織化がおくれている中小企業における雇用増加が大きかったことによるものと思われる。組織率は、戦後、急激な組織の増大がみられた二三年、二四年をピークとして漸次低下し、二七年以降組織数が逐年伸長してきたにもかかわらず、いぜん保合ないし低下の一途をたどっている(第三九図)。

第208表 組合員の増加理由別組合員増加単位労働組合数および増加組合員数

第208表 組合員の増加理由別組合員増加単位労働組合数および増加組合員数

年	合 計		雇用の増大		不明その他	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
29年	組合 5,835 (100.0)	人 254,409 (100.0)	組合 4,373 (74.9)	人 168,189 (66.1)	組合 1,462 (25.1)	人 86,220 (33.9)
30々	11,115 (100.0)	290,185 (100.0)	4,421 (39.8)	145,032 (50.0)	6,694 (60.2)	145,153 (50.0)
31々	6,193 (100.0)	249,673 (100.0)	4,378 (70.7)	151,337 (60.6)	1,851 (29.3)	98,337 (39.4)
32々	7,548 (100.0)	312,007 (100.0)	5,711 (75.7)	220,625 (70.7)	1,837 (24.3)	91,382 (29.3)
33々	7,183 (100.0)	288,811 (100.0)	5,216 (72.6)	182,322 (63.1)	1,967 (27.4)	106,489 (36.9)
34々	7,020 (100.0)	275,630 (100.0)	5,246 (74.7)	186,274 (67.6)	1,774 (25.3)	89,356 (32.4)

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

(注) 前年の組合員数と比較して10%または50人以上の増加(減少)があった組合についてのみ集計したものである

第209表 組合員の減少理由別組合員減少単位労働組合数および減少組合員数

第209表 組合員の減少理由別組合員減少単位労働組合数および減少組合員数

年	合 計		雇用の減少		不明その他	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
29年	組合 4,806 (100.0)	人 240,532 (100.0)	組合 2,872 (59.8)	人 126,954 (52.8)	組合 1,934 (40.2)	人 113,578 (47.2)
30々	11,405 (100.0)	260,158 (100.0)	3,335 (29.2)	132,081 (50.8)	8,070 (70.8)	128,077 (49.2)
31々	5,087 (100.0)	176,584 (100.0)	2,598 (51.1)	90,039 (51.0)	2,489 (48.9)	86,545 (49.0)
32々	4,814 (100.0)	132,821 (100.0)	2,330 (48.4)	61,926 (46.6)	2,484 (51.6)	70,895 (53.4)
33々	4,908 (100.0)	194,416 (100.0)	2,550 (52.0)	103,593 (53.3)	2,358 (48.0)	90,823 (46.7)
34々	4,993 (100.0)	163,239 (100.0)	2,409 (48.2)	70,866 (43.4)	2,584 (51.8)	92,373 (56.6)

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

(注) 第208表 注参照

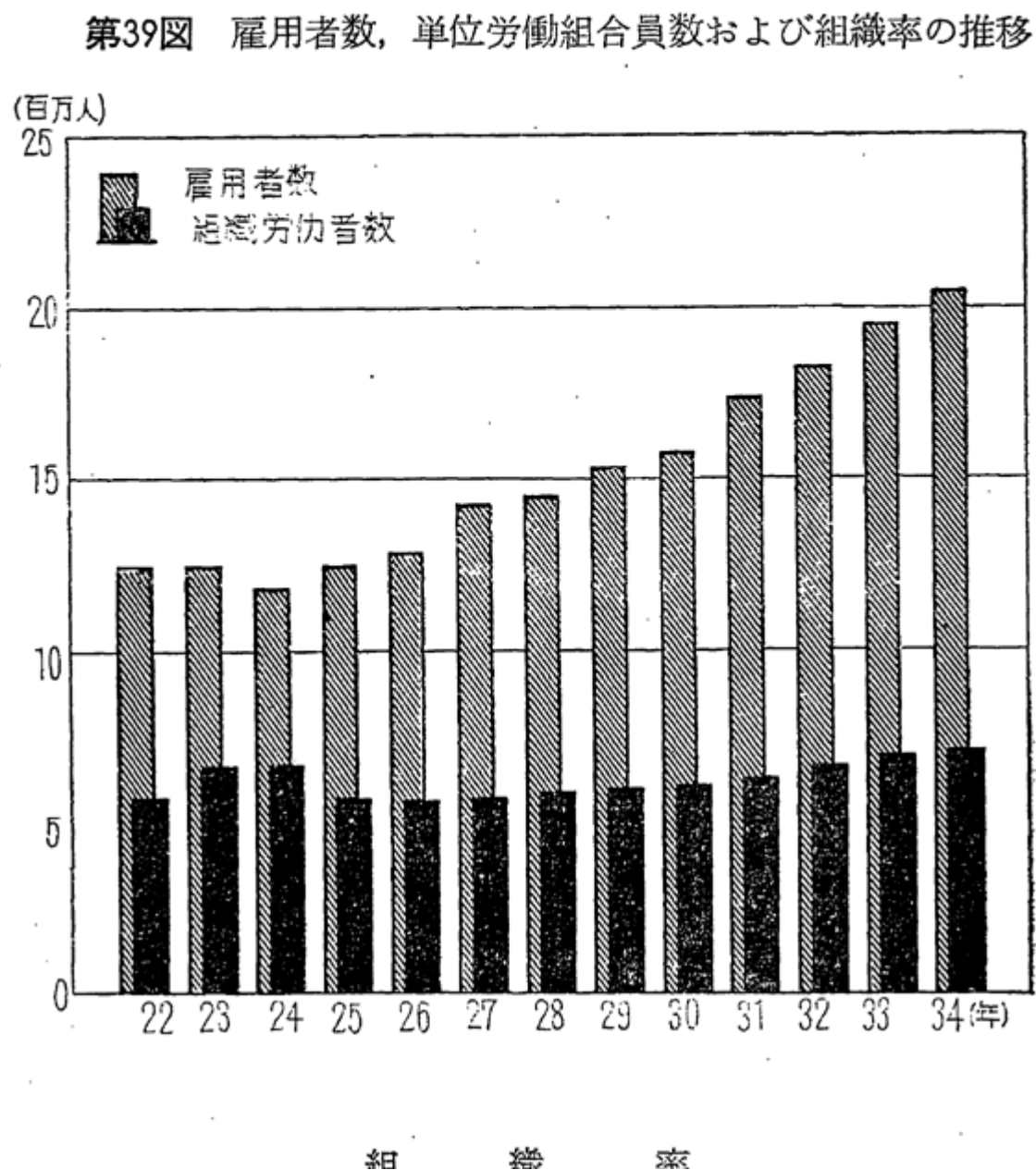
第二部 各論

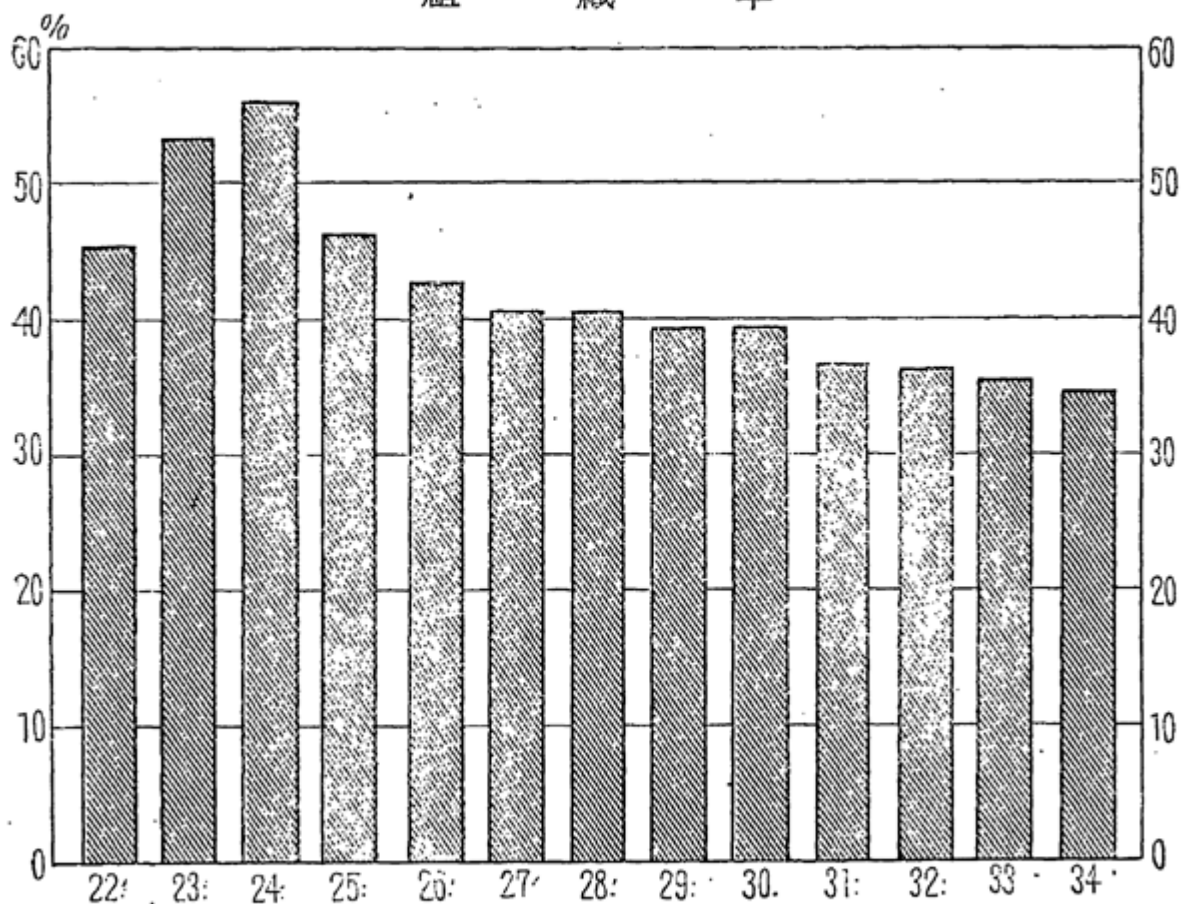
五 労使関係

(一) 労働組合組織の動向

(2) 産業別等の組織状況

第39図 雇用者数,単位労働組合員数および組織率の推移





資料出所 労働省「労働組合基本調査」

つぎに、単位労働組合について産業別、都道府県別等の組織状況をみよう。まず、産業別の組合数および組合員数をみると、もっとも多いのは三三年と同様、製造業であり、ついで運輸通信業、サービス業、公務となっているが、これを三三年に比べると、ひきつづき製造業の増加(一〇万一千人)がもっとも大きく、ついで公務(三万九千人)、運輸通信業(二万九千人)がめだっている。一方、減少したのは、サービス業(一万八千人)、鉱業(一万六千人)であった。製造業の増加は、繊維工業が雇用の減少により組合員数がかなり減少したにもかかわらず、電気機器(主として新設による増加)、化学、機械、非鉄金属、輸送用機器(以上主として既設組合内での増加)などで大幅に増放したことによる。公務の増加は、地方自治体労組の組織拡充によるものが大部分であり、運輸通信業の増加は、道路旅客運送業(主としてバス、ハイヤー関係)の既設組合内での組織拡充および新設、民営鉄道業の既設組合内での組織拡充によるものである。一方、減少したサービス業は、駐留軍および教育関係の労組の解散数の増加にともなって組織が縮小したことが主因となっており、鉱業は、石炭鉱業の不況にともなう雇用減少が既設組合内でかなり大幅な組合員数の減少をもたらしたためである。

つぎに、組合員数を男女別にみると、男子は五三〇万七千人、女子は一七七万一千人で、三三年に比べそれぞれ一一万八千人(二・三%)、七万八千人(四・六%)増加している。組合員総数中にしめる男女の比率は、女子の増加率が高かったため、男子七五・〇%、女子二五・〇%と三三年に比べわずかながら女子組合員数の比率が上昇している。これは、製造業(主として食料品、電気機器、精密機器など)、卸売・小売、金融・保険およびサービス業などで女子が増加したことによる。男女別推定組織率は男子が三七・三%、女子が二八・一%で、三三年に比べ男子は一・三ポイントの低下、女子は〇・三ポイントの上昇を示した。これは、女子組合員数の増加率が高いうえに雇用労働者数の増加率が女子(三・三%増)が男子(六・〇%増)より低かつたことによるものである(第二一〇表)。

なお、都道府県別分布では、東京の九八万九千人を最高として、これにつぐのが大阪(五八万六千人)、兵庫(四六万八千人)、福岡、北海道(いずれも四二万四千人)、愛知(三七万九千人)、神奈川(三五万八千人)で、組合員数三〇万人以上を記録したのは三三年同様、前記七都道府県であり、かつ順位にも変化がなかった。

第210表 男女別単位労働組合員数および推定組織率

第210表 男女別単位労働組合員数および推定組織率						
年	男 子			女 子		
	組合員数	組合員総 数に対する 割合	推定組織率	組合員数	組合員総 数に対する 割合	推定組織率
29年6月末	人	%	%	人	%	%
	4,604,545	76.9	42.1	1,381,623	23.1	31.4
30 〃	4,711,614	76.2	42.6	1,473,734	23.8	31.3
31 〃	4,815,323	75.8	39.8	1,535,034	24.2	28.9
32 〃	4,973,839	75.3	38.8	1,632,436	24.7	30.0
33 〃	5,188,668	75.4	38.6	1,692,913	24.6	27.8
34 〃	5,306,748	75.0	37.3	1,770,762	25.0	28.1

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

第二部 各論

五 労使関係

(一) 労働組合組織の動向

(3) 組織形態別等の組織状況

つぎに,単一労働組合について組織形態別,適用法規別の組織状況をみよう。

まず組織形態別にみると,企業別組織が三三年にひきつづいて増加し,三三年に比べると,七九一組合(四・五%)増,総数に対する比率では一・四ポイント上昇で,その実数,構成比率はともに逐年大きくなっている。

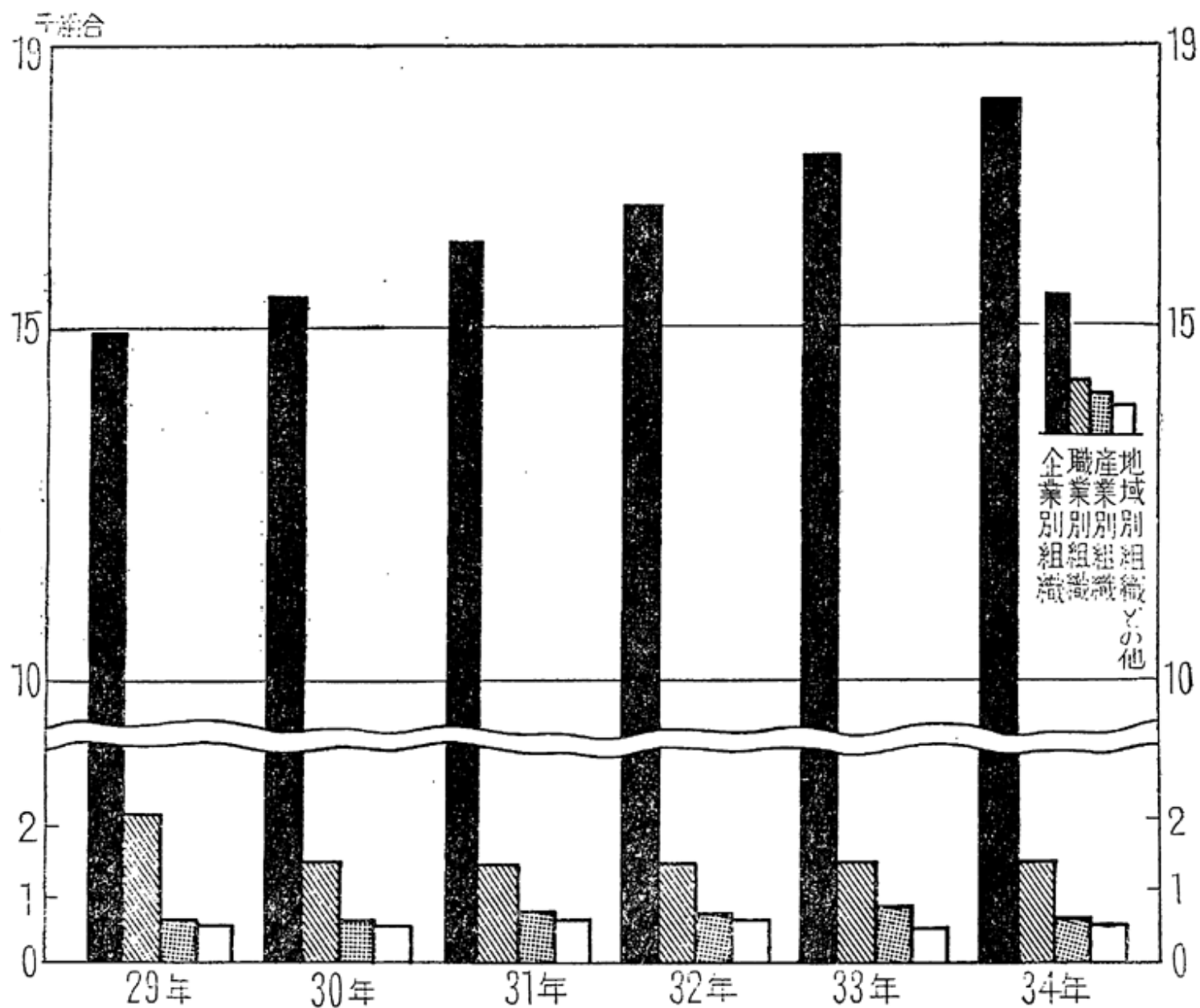
企業別組織について多いのは職業別組織で,三三年に比べ一四組合増加したが,比率では〇・一ポイント低下した。この職業別組織は,三〇年以降漸減傾向にあったが,三四年にはわずかながら増加に転じた。また,産業別および地域別組織はそれぞれ一八四組合(二二・五%)減,五〇組合(二四・四%)減で,いずれも伸び悩んでいる。

このように,わが国組合の特質とされる企業別組織は,組合総数のうちに圧倒的比重をしめながら漸増傾向を持続し,反面職業別,産業別および地域別組織は全般的に停滞の傾向を強めている(第四〇図)。

なお,適用法規別分布は,三三年に比べ組合数では国公法および地公法適用組合でわずかに減少したほかは労組法,公労法および地公労法適用組合のいずれも増加しているが,組合員数では地公労法適用の組合で若干減少したほかはいずれもやや増加した程度で,とくに大きな変動はみられなかった。

第40図 組織形態別単一労働組合数の推移

第40図 組織形態別単一労働組合数の推移



資料出所 労働省「労働組合基本調査」

第二部 各論
五 労使関係
（一）労働組合組織の動向
（4）連合団体の組織状況

三四年六月末現在で全国的な中央組織である日本労働組合総評議会(総評),全日本労働組合会議(全労)および全国産業別労働組合連合(新産別)に加盟している組合員数は,合計四五三万四千人,組合員総数の六二・九%で,三三年に比べ一五万人(三・四%)の増加,比率では〇・一ポイントの上昇を示した。この三組織別の各組合員数の組合員総数に対する構成比率は三三年同期とほぼ同様で,ここ数年大きな変化なく推移している。

組織別の状況をみると,まず総評は加盟組合員数三六六万六千人で,三三年同期に比べ一七千人(三・八%)の増加,組織労働者総数中にしめる割合は五〇・八%で三三年と同率であった。この増加は,全国一般合同労組連合ほか全北海道開発職組,全日本赤十字従組連合会,全国財務職組など七単産の新規加盟および全日本自治団体労組,全日本自由労組,日本私鉄労組総連合会,全日本金属鉱山労連などで組合員数が増加したことによる。

全労は八二万七千人で,三三年に比べ三万人(三・八%)の増加,組織労働者総数中にしめる割合は一一・五%で〇・一ポイントの増加であった。この増加は九州電力労組の新規加盟および全国繊維産業労組同盟,全国金属産業労組同盟,全国化学労組同盟などで組合員数が増加したことによる。また,新産別は四万三千人,三三年同期に比べ二千人(四・六%)の増加となった。これは日本運転者労組の新規加盟および傘下各単産の組合員数が増加したことによるものである。なお,以上の三組織に加盟していない中立系全国組合のうち,組合員数が大幅に増加したのは全日本電気機器産業労連,全国生命保険外務労連および全国土建労組総連合等であり,全日本中小企業労組総連合は伸び悩みの状態であった(第二一一表)。

第211表 主要団体別組合員数

第211表 主要団体別組合員数

主 要 団 体	32年 6 月 末		33年 6 月 末		34年 6 月 末		(34年 6 月 末) ~ (33年 6 月 末)
	人	%	人	%	人	%	人
合 計	6,762,601	(100.0)	6,984,032	(100.0)	7,211,401	(100.0)	227,369
日本労働組合総評議会	3,410,228	(50.5)	3,548,921	(50.8)	3,666,357	(50.8)	117,436
全日本労働組合会議	782,459	(11.6)	796,455	(11.4)	826,642	(11.5)	30,187
日本労働組合総同盟	256,297	(3.8)	273,270	(3.9)	283,075	(3.9)	9,805
そ の 他	529,091	(7.8)	524,885	(7.5)	544,306	(7.5)	19,421
全国産業別労働組合連合	37,933	(0.6)	41,214	(0.6)	43,127	(0.6)	1,913
(全日本産業別労働組合会議)	12,540	(0.2)	—	(—)	—	(—)	—
以上の団体に加盟しない全国組合	1,029,011	(15.2)	1,027,143	(14.7)	1,082,511	(15.0)	55,368
そ の 他 の 組 合	1,554,275	(23.0)	1,652,773	(23.7)	1,690,367	(23.4)	37,594

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

(注) 1) 2以上の主要団体に加盟している組合の組合員数は、それぞれの団体に重複集計してあるので、主要団体別の組合員数の合計は合計欄の数と一致しない。

2) 全日本産業別労働組合会議(産別)は33年2月に解散した。

(注)なお、労働協約の適用状況をみると、三四年六月末で労働協約の適用を受ける単位労働組合数は、一九、八四三組合、その組合員数は約四三五万人となって、三三年同期より五四一組合、約一二万人の増加を示した。しかし、締結率(労働協約を締結しうる組合数に対する適用組合数の割合)および適用率(労働協約を締結しうる組合の組合員数に対する適用組合員数の割合)をみると、前者は六三・八%、後者は七七・八%で、三三年同期に比べ〇・五ポイントおよび〇・三ポイントとそれぞれわずかながら減少し、全般的に労働協約の締結率、適用率は伸び悩んでいる。

第二部 各論

五 労使関係

(二) 労働争議の動向

(1) 背景としての組合活動の動き

三四年の労働組合の活動は、恒例の賃上げ、夏季および年末の臨時給与金要求等の経済闘争を中心に安保条約改定、ILO条約批准、炭鉱の企業整備等の問題をめぐって展開された。とくに経済闘争にあっては、好転に向かった経済の動きが反映し、全般的に三三、三三年を上回る成果を収めた。

まず、総評を中心とする三四年の春季闘争は、統一中心要求に「賃金引上げ、最低賃金制確立」、「警職法再提出反対、安保条約廃棄」等を掲げ、二月二五日の第一次から四月一五日まで六次にわたる統一行動で進められた。しかし、参加各単産の闘争体制は、三三年と異なっており、チャンピオンとなつて闘う組合がなく、いわゆる“総ガラム戦術”を採らざるをえなかったことにもみられるごとく、必ずしも強力なものではなかった。また、闘争方針には多くの政治的要求を取上げていたが、結果的には賃上げなど経済要求を中心とした闘争に終わった。

その闘争経過は、経済事情が好転の情勢にあり、経営者側が早期解決の方針のもとに、組合側の要求にある程度応ずる態度をとったため、全般的に三三年ほど長期化することなく比較的平穩に終始したが、炭労をのぞく各単産とも妥結額は三三年を上回った。主要単産の賃上げ妥結額をみると、炭労大手一四社、六〇〇円(前年七七〇円)、私鉄総連大手一三社、一、二七〇円(同一、一、〇五八円)、鉄鋼労連大手五社、一、四二〇円(三三年なし)、合化労連四二社、一、四〇〇円(同一、二〇〇円)、全造船大手一〇社、一、六九〇円(三三年なし)、電機労連大手二一社、一、五七〇円(同一、三〇〇円)、電労連九社、一、五〇〇円(同一、二六〇円)1以上いずれも各社の算術平均値による1等となっている。この賃上げ闘争の妥結にあたっては、私鉄総連傘下の東急および名鉄において長期安定賃金協定が締結されたこと、また、公全体関係には二五〇円の仲裁裁定(三三年は二〇〇円)が出されたが、国鉄にはさらに不均衡是正として四〇〇円の増額裁定が出されたこと等が特異な事例として注目された。

春季闘争終了後、各労組の活動の重点は選挙闘争に移行したが、これと併行して夏季手当闘争が進められた。総評は、夏季手当闘争を進めるにあたって、景気上昇を理由に三三年実績を二、三割上回る額の獲得を目標に、安保条約改定阻止、合理化反対、ILO条約批准、弾圧反対などの統一要求を掲げて闘うとの方針を決定した。しかし、安保条約改定阻止の統一行動日に一部で実力行使がおこなわれた程度で、夏季手当闘争は三三年同様ほとんど実力行使もなく終了した。夏季手当の妥結額は、景気上昇の過程にあり企業収益も向上しつつあったため、石炭、繊維、海運など一部不況の業種をのぞいていずれも三三年年末および三三年同期の妥結額を上回った(妥結額がとくに高い業種-ほぼ五万円以上-は、新聞、石油、造船、自動車およびセメントなどであった)。

秋から年末にかけての組合の活動は、安保体制打破を今後の運動の基調とするとの総評の三三年度運動方針をうけて、安保条約阻止闘争、炭労の企業整備反対闘争、全通のILO条約批准闘争、年末手当闘争等に集中した。年末手当闘争は石炭等一部をのぞき比較的平穩に終始し、妥結金額は経済の好況を反映して全般的に三三年年末のそれをかなり上回った。主要単産の妥結金額を三三年年末に比べると、減少したのは炭労のみであり(大手一三社、一九、〇〇〇円、三三年は二二、〇〇〇円)、全鉱、鉄鋼労連、紙パ労連、全織同盟、全石油、全百連等では三三年比二割以上も高く、紙パ労連、全織同盟、全百連の一部では五割以上もふえたものがあった。また、今季闘争において単産として賃上げ闘争をおこなったのは全日通および新聞労連のみであったが、全日通は三三年を三〇〇円上回る一、二五〇円賃上げで妥結し、三五年春季闘争の目やすをつくった。

なお、安保条約改定阻止闘争は総評を中心とする労組が行動の主体となっており(全労、新産別は安保条約改定阻

止で実力行使はおこなわないことを決定し、この統一行動には参加しなかった)、春季、夏季および秋季年末の各闘争と密接な関連をもたせながら四月一五日の第一次統一行動以来年内に一〇次までの統一行動をおこなった。第八次統一行動(十一月七日)では国会デモが国会構内に乱入するという事態をひきおこし、その後の統一行動はきわめて慎重になった。

また、炭労の企業整備反対闘争は、春季、夏季および秋季年末の各闘争をつうじて長期かつ深刻な闘争がつづけられた。炭鉱の企業整備は三三年一月に宇部興産における向洋鉱業所の閉山提案以来、大手一四社中一〇社において相ついで発生したものであり、とくに三井三池鉱業所では八月末提案の整理人員四、五八〇名をめぐり、労使の激しい対立を生み、年末にいたるも何ら情勢の進展をみないまま越年することとなった。

以上のほか、三四年中の大きな問題として最低賃金法をめぐる動きがあげられる。総評は三四年の春季闘争に際し、全国一律八千円の最低賃金制確立と政府案粉碎の目標をかかげ、ストを含めた実力行使をおこなうとの方針をとったが、傘下各単産にその闘争体制がなく、結局賃上げ要求に最低賃金制要求をからめる程度の闘争に終った。この間、四月には国会において政府提出の最低賃金法案が一部修正されて成立し、七月から施行されることとなった。一方、全織同盟は四月に地織部会をのぞき平均二千円の賃上げおよび一五才試採用時六千円、一八才八千円の最低保障賃金を要求して闘争に入り、八月に綿紡大手は九日間にわたるストなどをおこない、賃上げとともにほぼ要求通りの産業別最低保障賃金協定の締結に成功した。また、一〇月から一二月にかけては地織部会所属の中小労組においても約半数が大手と同様な最低保障賃金協定の締結に成功し、初の産業別単位での最低賃金協定として注目された。

第二部 各論

五 労使関係

(一) 労働争議の動向

(2) 労働争議の状況

(イ) 労働争議の概況

労働争議統計によると、三四年一年間におこなわれた労働争議は、総件数一、七〇九件、その総参加人員数は四六八万人で、そのうち、同盟罷業、同盟怠業および工場閉鎖等の争議行為をともなった争議は、一、一九三件、総参加人員数三四六万人、行為参加人員数一九二万人、労働委員会および労政機関等第三者の関与があつたが争議行為をともなわなかった争議が五一六件、総参加人員数一二三万人となった。

これを三三年に比べると、いずれも減少しており、三二年との比較でも争議行為をともなった争議の件数で増加しているほかは減少し、三二、三三年と急激な増加傾向をみせてきた争議は三四年にいたり若干ながら減少した(第二一二表)。

このように減少を示したのは、1)企業経営の回復を反映し、解雇反対、解雇休業手当支給等のいわゆる消極的要求の争議が少なくなったこと、2)また、賃金増額、臨時給与支給等の積極的要求の争議も、景気好転が支えとなって争議に入る前の労使交渉の段階で解決するものが多く、前年を若干上回る程度の発生にとどまったこと、3)安保条約改定阻止国民会議主唱による安保条約改定阻止統一行動がおこなわれたが、その実力行使の実施状況は、三三年秋の警職法改正反対闘争ほどの盛り上がりを見なかったこと、4)日教組の勤評反対闘争が厳しい世論の批判にあい、前年のような激しい実力行使(休暇闘争、授業打ち切り闘争等)をおこなったものが少なかったこと、などの結果によるものと思われる。

しかし、争議行為をともなった争議のうち、同盟罷業または工場閉鎖のおこなわれた作業停止争議は件数八八七件、行為参加人員数は一二二万人で対三三年一六件減、六万人減とわずかに減少した程度で推移した。また、作業停止による労働損失日数も六〇二万日を記録、対三三年三万日の減少にとどまった(第二一三表)。

年間の争議の月別推移を争議行為をともなった争議についてみると、件数は一一月および一二月が、年末手当闘争が安保条約改定阻止とからめておこなわれたため、他の月を大きく引き離し、ついで春季賃金闘争が活発化した三月、夏季手当闘争がおこなわれた六月の順となっている。一方、行為参加人員数では、三月(七一万人)が炭労、金鉱、鉄鋼労連、全造船、私鉄総連および合化労連など参加人員規模の大きい争議が集中したためもっとも多く、これは警職法改正反対闘争でとくに大きな高まりをみせた三三年一一月の行為参加人員数(八二万人)につぐ最近の記録であつた。ついで一一月、二月、一二月、四月の順となっている。作業停止争議についても、件数、行為参加人員数はほぼ争議行為をともなった争議と同様な動きを示しているが、労働損失日数では三月の二二二万日がもっとも多く、四月の九六万日がこれにつづき、この三、四月で、年間労働損失日数の五三%をしめ、以下八月(六六万日)、一一月(六〇万日)とつづいている。

第212表 労働争議の推移

第212表

年	総 争 議			
	件 数		総 参 加 数	
	件	%	千人	%
29年	1,247	(100.0)	2,635	(100.0)
30々	1,345	(100.0)	3,748	(100.0)
31々	1,330	(100.0)	3,372	(100.0)
32々	1,680	(100.0)	8,464	(100.0)
	(1,674)	(100.0)	(5,263)	(100.0)
33々	1,864	(100.0)	6,362	(100.0)
34々	1,709	(100.0)	4,682	(100.0)

資料出所 労働省「労働争議統計」

(注) 31年以前の総争議および争議
るのでそのまま比較できない。

労働争議の推移

争議行為をともなった争議				争議行為をともなわない争議			
件 数		総 参 加 数		件 数		総 参 加 数	
件	%	千人	%	件	%	千人	%
780	(62.6)	—	(—)	552	(44.3)	1,089	(41.3)
809	(60.1)	—	(—)	615	(45.7)	1,981	(52.8)
815	(61.3)	—	(—)	591	(44.4)	1,767	(52.4)
999	(59.5)	6,710	(58.7)	681	(40.5)	1,754	(20.7)
(999)	(59.7)	(—)	(—)	(780)	(46.6)	(2,918)	(55.4)
1,247	(66.9)	5,086	(79.9)	617	(33.1)	1,276	(20.1)
1,193	(69.8)	3,456	(73.8)	516	(30.2)	1,226	(26.2)

行為をともなわない争議の件数、総参加人員数は32年以降と集計基準が異な
なお32年()内の数字は31年以前の集計基準により集計した結果である

つぎに、争議の産業別分布をみると、争議行為をともなった争議の件数では、製造業の五六九件(対三三年六三件減)、運輸通信業の二六五件(同七六件増)、鉱業の一四二件(同二五件減)などが多かった。これらのうち、運輸通信業での件数が三三年より大きく増加したのは、タクシー業関係の争議が多かったためである。

また、作業停止労働損失日数では鉱業の三四〇万日(対三三年八四万日減)がもっとも多く全労働損失日数の五七%をしめ、ついで製造業の二〇一万日(同一七万日増)、運輸通信業の五〇万日(同一一万日増)などの順となっている。なお、中分類別にみて労働損失日数の多かった産業は、石炭鉱業(三一九万日)、繊維工業(五六万日)、鉄鋼業(四五万日)、輸送用機械器具製造業(三九万日)、金属鉱業(二〇万日)、道路旅客運送業(一八万日)、運輸に付帯するサービス業(一七万日)などであった。

三四年におこなわれた争議のうち、おもなものとしては炭労の賃上げ(二月発生、作業停止日数三七日、行為参加人員数一四万人、労働損失日数一七八万日—以下()内は同じ)、夏季手当(七月、三日、八万人、一五万日)および企業整備反対(六月、三六日、一二万人、七七万日)の各争議、全鉱の賃上げ争議(二月、四二日、四万人、一六万

日),鉄鋼労連の賃上げ争議(二月,四七日,八万人,四〇万日),日炭高松労組の検炭規定改定争議(三月,一九日,八千人,一四万日),全造船の賃上げ争議(三月,四六日,四万人,一六万日),全織同盟の賃上げ争議(六月,一三日,一〇万人,五四万日),全日通の賃上げ争議(一〇月,三日,六万人,一四万日)などとなっている。

(注)なお,主要争議との関連で春季賃金闘争状況をみると,二～四月に賃上げ要求をかかげて争議をおこなったものは二八三件,総参加人員数一九五万人,そのうち争議行為を実施したものは二四〇件,行為参加人員数七八万人,作業停止労働損失日数三一七万日となっている。

これを三三年同期の賃上げ争議に比べると,鉄鋼労連,全造船などが新たに加わっていわゆる春闘規模は増大したが,反面では企業経営が好転に向かつていたこと,四,六月に地方選挙,参議院選挙が控えていたこと等により労使双方とも早期解決の気運にあり,全般的に三三年ほど深刻化しなかった。そのため件数,総参加人員数は三三年より上回ったが,行為参加人員数,労働損失日数では減少した(第二一四表)。

第二部 各論

五 労使関係

(二) 労働争議の動向

(2) 労働争議の状況

(ロ) 要求事項別にみた争議の状況

三四年に発生した争議の要求事項をみると、景気の好転を反映していわゆる積極的要求がふえ消極的要求が減少した。すなわち、積極的要求件数は一、一八二件で要求事項総数の六九%をしめ、三三年に比べ三七件、八ポイントの増加を示し、一方、消極的要求件数は二二七件、一三%で、三三年より一一五件、五ポイントの大幅な減少となった(第二一五表)。

積極的要求件数の増加は、二～四月の賃上げ争議が三三年同期のそれを上回ったこと、六～八月の夏季手当争議は三三年より少なかったが、一一～一二月の年末手当争議では三三年を上回ったこと、等によるものである。

その内訳は賃金増額が四六七件で対三三年三八件の増加、臨時給与金支給は五五二件で一九件の増加であった。

第213表 作業停止労働争議の推移

第213表 作業停止労働争議の推移					
年	件数	行為参加 人員数	労働損失日数		
			合計	同盟罷業	工場閉鎖
	件	千人	千日	千日	千日
29年	647	928	3,836	2,659	1,177
30々	659	1,033	3,467	3,307	160
31々	646	1,098	4,562	2,353	2,269
32々	830	1,557	5,652	5,561	128
33々	903	1,279	6,052	5,826	531
34々	887	1,216	6,020	5,926	194

資料出所 労働省「労働争議統計」

(注) 1 作業停止争議で同盟罷業と工場閉鎖の両者が同時におこなわれることがあるので、両者の労働損失日数の計は合計に一致しない

第214 表春季賃金闘争実施状況

第214表 春季賃金闘争実施状況

年	総 争 議		争議行為を伴った争議			争議行為を伴わない争議		作業停止労働損失日数
	件数	総 参 加 人 員 数	件数	総 参 加 人 員 数	行為参加人員数	件数	総参加人員数	
32年(2～4月)	293	1,933,249	212	1,870,853	913,069	81	62,396	1,622,508
33年(2～4月)	244	1,332,916	187	1,293,534	820,005	57	39,382	4,061,717
34年(2～4月)	283	1,950,112	240	1,917,614	778,053	43	32,498	3,167,690

資料出所 労働省「労働争議統計」

(注) 各年とも、2～4月に賃金増額要求で争議を実施したものについての結果であり、1月以前に発生して2月以後に繰越された争議も含まれている。また、労働損失日数は2～4月のみならず発生から解決までの全労働損失日数である

第215表 主要要求事項別労働争議発生件数

第215表 主要要求事項別労働争議発生件数

要 求 事 項	32年		33年		34年	
	件	%	件	%	件	%
争 議 発 生 件 数	1,645		1,788		1,639	
要 求 事 項 総 数	1,768	(100.0)	1,874	(100.0)	1,711	(100.0)
積 極 的 要 求	1,299	(73.5)	1,145	(61.1)	1,182	(69.1)
(内) 賃 金 増 額	622	(29.5)	429	(22.9)	467	(27.3)
臨時給与金の支給	553	(31.3)	533	(28.4)	552	(32.3)
消 極 的 要 求	266	(15.0)	342	(18.2)	227	(13.3)
(内) 解雇反対または被解雇者復職	162	(9.1)	218	(11.6)	144	(8.4)
そ の 他 の 要 求	203	(11.5)	387	(20.7)	302	(17.6)

資料出所 労働省「労働争議統計」

- (注) 1) 1争議で2以上の要求事項をもつことがあるため、争議発生件数と要求事項総数とは一致しない
- 2) 積極的要求には、賃金増額、臨時給与金の支給のほか、組合の承認または組合活動、労働協約の締結、退職金制度の確立または増額、労働時間の変更、休暇休日、経営参加および福利厚生施設が含まれる
- 3) 消極的要求には、解雇反対または被解雇者の復職のほか、賃金減額反対、賃金定期支払、解雇休業手当および事業廃止または操業短縮反対が含まれる

一方、消極的要求件数の減少は、企業の縮小、閉鎖、賃金遅払の発生などに起因する解雇反対、解雇休業手当支給、賃金定期支払等の争議が少なかったことがおもな要因となっている。すなわち、解雇反対または被解雇者の復職は一四四件(対三三年七四件減)、解雇休業手当支給は二六件(同一八件減)、賃金定期支払は二四件(同一八件減)で、それぞれ大幅な減少を示した。

産業別にみて積極的要求争議が多かったのは、道路旅客運送業、機械製造業、化学工業、繊維工業および石炭鉱業等となっており、三三年に比べ増加がいちじるしかった産業は道路旅客運送業、化学工業およびパル

プ・紙・紙加工品製造業等となっている。一方,消極的要求争議が多かった産業は道路旅客運送業,石炭鉱業,繊維工業および木材木製品製造業等で,減少がいちじるしかったものは機械製造業および繊維工業であった。道路旅客運送業では積極的要求争議,消極的要求争議ともにふえているが,これは最近のタクシー業関係労使の対立の激しさを物語っているものとして注目されよう。

なお,積極または消極要求のいずれにも分類されない要求件数は,安保条約改定阻止のような特殊な争議があったため,三〇二件あり(要求事項総数の一八%),三三年にひきつづきかなり大きな割合をしめた。

第二部 各論

五 労使関係

(二) 労働争議の動向

(2) 労働争議の状況

(ハ) 労働争議の解決状況

三四年中の争議一,七〇九件のうち年内に解決した争議は一,五一六件で,解決率は八九%となっている。この解決した争議について争議発生以来解決にいたる継続期間をみると,三三年とは逆に,継続一〇日以下の短期のものがわずかながら増加し(解決総件数の五三%,対三三年八ポイント増),それ以上の期間にわたるもの,とくに一日～三〇日のものが大・幅に減少したが(同二五%,一〇ポイント減),三一日以上の長期化した争議の割合はかなり高くなっている(第二一六表)。

また,作業停止をともなった争議で解決したものの作業停止日数をみると,二〇日以下の短期のものが減少し,二一日以上の比較的長期にわたったものが増加している(第二一七表)。

第216表 継続期間別労働争議解決件数

第216表 継続期間別労働争議解決件数 (総争議)											
年	合 計		10日以下		11～20日		21～30日		31日以上		
	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	
30 年	1,297	(100.0)	666	(51.3)	237	(18.3)	123	(9.5)	271	(20.9)	
31 〃	1,297	(100.0)	669	(51.6)	263	(20.3)	121	(9.3)	244	(18.8)	
32 〃	1,603	(100.0)	853	(53.2)	325	(20.3)	120	(7.5)	305	(19.0)	
33 〃	1,784	(100.0)	805	(45.1)	419	(23.5)	206	(11.5)	354	(19.8)	
34 〃	1,516	(100.0)	809	(53.4)	254	(16.8)	128	(8.4)	325	(21.4)	

資料出所 労働省「労働争議統計」

第217表 作業停止日数別作業停止労働争議解決件数

第217表 作業停止日数別作業停止労働争議解決件数											
年	合 計		10日以下		11～20日		21～30日		31日以上		
	件	%	件	%	件	%	件	%	件	%	
30 年	644	(100.0)	545	(84.6)	47	(7.3)	22	(3.4)	30	(4.7)	
31 〃	632	(100.0)	529	(83.7)	49	(7.8)	21	(3.3)	33	(5.2)	
32 〃	813	(100.0)	703	(86.5)	57	(7.0)	21	(2.6)	32	(3.9)	
33 〃	886	(100.0)	739	(83.4)	71	(8.0)	28	(3.2)	48	(5.4)	
34 〃	848	(100.0)	695	(82.0)	62	(7.3)	28	(3.3)	63	(7.4)	

資料出所 労働省「労働争議統計」

争議の解決結果では,労使の妥協で終わったものがもっとも多く(解決総件数の八三%),ついで要求不貫徹(同一〇%),要求貫徹(同六%)の順になっているが,企業経営好転の影響もあって,三三年に比べ貫徹の件数が増加した反面,不貫徹件数がわずかながら減少した。

また,解決方法は,労使当事者の直接交渉によるものがもっとも多く(解決総件数の六四%,対三三年六ポイント増),ついで労働委員会の調整によるもの(同二六%,一ポイント増),その他(同一一%,六ポイント減)となっている。

第二部 各論
五 労使関係
(三)中小企業の労使関係

ここ数年来、総評をはじめ主要労組の中小企業労働者組織化促進の動向が強く打出されてきた。しかし、中小企業の前近代的性格が反映してその組織化には全体として大きな進展はみられず、依然として未組織の分野を広く残している。すなわち、労働組合基本調査によると、三一年六月末現在の製造業における事業所常用労働者規模別推定組織率は、規模五〇〇人以上の事業所で八八%となっているのに対し、九九人以下では八%にすぎない。また、通産省「中小企業総合基本調査」による三二年一二月末現在の企業規模別労組結成率をみると、規模五〇〇人以上の企業では九三%が労組をもっているのに対し、九九人以下では四%しか結成されていないという実情である(第二一八表)。一方、最近における中小企業の労働争議は上部団体の中小企業対策の活発化などを反映してかなり大幅な増加を示してきており、また、これらの争議は大企業の争議とは異なる性格を示しているものが多い。そこで以下では、中小企業をめぐる諸問題のうち、組合の新規組織化および労働争議等に関連してその最近の動きと問題点をのべることとする。

第218表 従業者規模および労働組合組織状況別企業数

第218表 従業者規模および労働組合組織状況別企業数（製造業）						
従業者規模	合 計 ①	企業内で労働組合を組織している ②	企業内で労働組合を組織していない		労働組合に全く入っていない ⑤	労働組合結成率・% $\frac{②+③}{①}$
			計	企業外の労働組合に入っている ③		
合 計	292,995	10,065	282,930	3,178	279,752	4.5
1～29人	265,587	3,796	261,791	2,815	258,976	2.5
30～99人	21,792	3,078	18,714	321	18,393	15.6
100～199人	3,146	1,343	1,803	30	1,773	43.6
200～299人	981	595	386	6	380	61.3
300～499人	645	476	169	1	168	74.0
500～999人	411	361	50	5	45	89.1
1,000人以上	433	416	17	—	17	96.1

資料出所 通産省「中小企業総合基本調査」（昭和32年12月31日現在）

第二部 各論

五 労使関係

(三)中小企業の労使関係

(1) 新規組織化の現状

(イ) 新設組合の新設理由とその産業別分布

労働組合基本調査によって、ここ数年間における単位労働組合の実質的新設を組合員数規模別にみると、組合数は新設総数の九四～九五%、組合員数はその六五～六八%が規模一九九人以下の中小規模組合であり、企業規模別にみても、新設組合員総数の五三～五七%が企業規模一九九人以下の中小企業でしめられている(第二一九、二二〇表)。

第219表 組合員数規模別新設単位労働組合数および組合員数

第219表 組合員数規模別新設単位労働組合数および組合員数
(組織変更、分裂によるものをのぞく)

年	合 計		500人以上		200～499人		100～199人		99人以下	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
29 年	2,002	160,338	×	×	×		×		×	×
30 〃	2,928 (100.0)	218,103 (100.0)	43 (1.5)	37,846 (17.4)	548 (18.7)		99,147 (45.4)		2,337 (79.8)	81,110 (37.2)
31 〃	2,497 (100.0)	162,552 (100.0)	26 (1.0)	20,916 (12.9)	106 (4.2)	31,043 (19.1)	289 (11.6)	39,551 (24.3)	2,076 (83.1)	71,042 (43.7)
32 〃	2,490 (100.0)	167,196 (100.0)	24 (1.0)	17,926 (10.7)	139 (5.6)	41,457 (24.8)	269 (10.8)	36,048 (21.6)	2,058 (82.7)	71,765 (42.9)
33 〃	2,316 (100.0)	147,739 (100.0)	18 (0.8)	15,707 (10.6)	110 (4.7)	31,664 (21.4)	247 (10.7)	34,190 (23.1)	1,941 (83.8)	66,178 (44.8)
34 〃	2,261 (100.0)	154,816 (100.0)	26 (1.2)	23,596 (15.2)	102 (4.5)	29,655 (19.2)	260 (11.5)	36,025 (23.3)	1,873 (82.8)	65,540 (42.3)

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

第220表 企業規模別新設単位労働組合員数

第220表 企業規模別新設単位労働組合員数
(組織変更、分裂によるものをのぞく)

年	合 計	500人以上	200～499人	100～199人	99人以下
31 年	162,552(100.0)	55,326(34.0)	22,961(14.1)	27,258(16.8)	57,007(35.1)
32 年	167,196(100.0)	39,860(23.8)	32,874(19.7)	31,893(19.1)	62,569(37.4)
33 年	147,739(100.0)	40,674(27.5)	26,589(18.0)	25,721(17.4)	54,755(37.1)
34 年	154,816(100.0)	44,615(28.8)	28,897(18.7)	31,156(20.1)	50,148(32.4)

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

これら規模一九九人以下の組合の新設理由をみると、規模二〇〇人以上の組合と同様「労働条件の向上」,「労働者の自覚によるもの」が多く、ついで「外部団体からの呼びかけ」,「企業の規模拡張にともなうもの」,「労務管理に対する不満」,「人員整理に対する防衛」の順となっている。そのうち、「労働条件の向上」,「人員整理に対する防衛」,「外部団体からの呼びかけ」,「労務管理に対する不満」による新設の比率は規模二〇〇人以上の各規模の比率より比較的高くなっている。これは、中小企業の性格が組合結成の動機にかなり強く反映した結果ではないかと思われる。

また、年次別の動きでは、例年「労働条件の向上」,「労働者の自覚によるもの」の新設が過半数(組合数、組合員数とも約七〇%)をしめているが、組合設立の契機との関連でみると、三〇年における二九年の近江絹糸および証券取引所の人権争議が刺戟となった新設、また、三一、三二年における総評、全労等の主要労組の中小企業労働者の組織化推進が反映した「外部団体からの呼びかけ」による新設等が比較的顕著にあらわれているのが注目される。

なお、三四年には三三年同期に比べると、「労働条件の向上」を目的とした新設が増加したのに対し、そのほかの新設理由によるものは減少している。このように「人員整理に対する防衛」,「外部団体からの呼びかけ」による新設が停滞し、「労働条件の向上」を目的とした労働者の積極的意欲に基づく新設が伸びたことは、景気の好転が影響して労働者の生活改善を意とする組合結成が多くなっていることを示すものといえよう(第二二一表)。

つぎに、最近の実質的新設のほとんどが中小規模の組合であるという事実から、実質的新設単位労働組合をそのまま中小企業の組合とみなして、その組合員数の産業別分布をみるとつぎのようである。

まず絶対数としてもつとも多いのは製造業(全産業新設総数の四三・一%)であり、これについて運輸通信業(同じく一六・五%),サービス業(同じく一二・八%),建設業(同じく七・〇%),公務(同じく六・匹%)となるが、このうち、三三年より増加したのは製造業、運輸通信業であった。なお、これらの産業に属する新設組合は、ここ数年来一貫して大きな比重をしめている(第二二二表)。

また、規模一九九人以下の中小企業新規組織労働者数の新設組合員総数に対する比率をみると、三四年が建設業七一一%,サービス業六二・八%,運輸通信業五〇・八%,公務四九・八%,製造業四九・一%を示し、いずれも規模二〇〇～四九九人、規模五〇〇人以上の新規組織労働者数の比率より高くなっている。

第221表 設立理由別単位労働組合数および組合員数

第221表 設立理由別単位労働組合数および組合員数（組合員数規模199人以下）
（組織変更、分裂によるものをのぞく）

設 立 理 由	32 年		33 年		34 年	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数
合 計	2,327 (100.0)	107,812 (100.0)	2,188 (100.0)	100,368 (100.0)	2,133 (100.0)	101,565 (100.0)
労 働 条 件 の 向 上	1,098 (47.2)	48,522 (45.0)	1,044 (47.7)	47,025 (46.8)	1,119 (52.5)	52,161 (51.4)
労働者の自覚によるもの	454 (19.4)	22,232 (20.6)	410 (18.7)	19,422 (19.4)	394 (18.5)	20,568 (20.3)
外部団体からの呼びかけ	325 (14.4)	15,924 (14.8)	318 (14.5)	13,208 (13.2)	275 (12.9)	11,078 (10.9)
企業の規模拡張にともなう（会社の新設を含む）もの	112 (4.8)	6,897 (6.4)	119 (5.4)	6,621 (6.6)	110 (5.1)	6,165 (6.1)
人員整理に対する防衛	81 (3.5)	2,671 (2.5)	94 (4.3)	4,298 (4.3)	69 (3.2)	2,880 (2.8)
労務管理に対する不満	130 (5.6)	4,922 (4.6)	99 (4.5)	4,526 (4.5)	85 (4.0)	4,291 (4.2)
そ の 他	117 (5.0)	6,645 (6.2)	104 (4.8)	5,268 (5.2)	81 (3.8)	4,422 (4.3)

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

第二部 各論

五 労使関係

(三) 中小企業の労使関係

(1) 新規組織化の現状

(ロ) 新設組合の都道府県別分布および上部団体加入等の状況

組合員数規模一九九人以下の中小規模新設組合の都道府県別分布をみると(実質的および形式的新設合計数による),新設総数に対する比率でもっとも高いのは東京(組合数九・一%,組合員数一一・一%)であり,これについて北海道(同じく六・九%および七・一%),兵庫(同じく五・五%および五・六%),・大阪(同じく四・二%および四・一%)の順となっている。これら都道府県に神奈川,福岡,愛知の三県を加えた七都道府県の合計では組合数で全体の三五・一%,組合員数で三八・三%に達し,単位労働組合の新設が比較的大都市に集中していることを示している。

つぎに,上部団体に加入した新設組合のうち,組合員数規模一九九人以下のもの数は,新設組合総数の八一・〇%で,そのうちの五三・七%が総評系の上部団体に,同じく四・三%が全労系の上部団体に加入している。総評系の民間労組では全国金属,全国一般,また全労系では総同盟,全織同盟への加入が多かった(第四一図)。なお,中小企業新設組合の上部団体への加入は,地評,地区労または全国組合でない上部組合への加入もかなり多く,地域の範囲としては比較的小さい地区的段階において組織化の進展がみられる。

このように,上部団体がその指導と相まって,新規組織化の中小企業組合をかなりの程度吸収していることは注目される。

第222表 産業別新設単位労働組合数

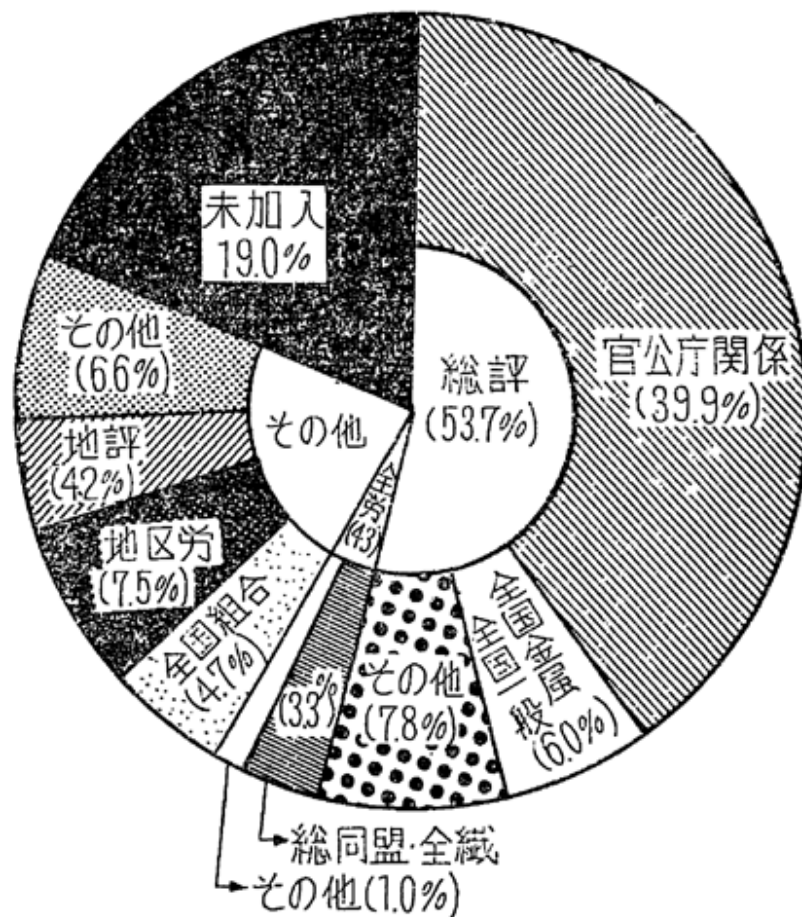
第222表 産業別新設単位労働組合数
(組織変更、分裂によるものをのぞく)

産 業	29 年	30 年	31 年	32 年	33 年	34 年
全 産 業	2,002	2,928	2,497	2,490	2,316	2,261
農 業	14	6	12	2	9	6
林 業、狩 猟 業	13	20	4	2	12	7
漁 業、水 産 養 殖 業	15	12	18	13	5	7
鉱 業	64	81	92	119	98	79
建 設 業	143	207	221	139	175	158
製 造 業	674	1,134	904	1,061	943	974
卸 売 業、小 売 業	81	191	178	194	156	130
金 融 保 険 業	87	149	108	97	77	72
不 動 産 業	1	2	2	6	5	4
運 輸 通 信 業	}	360	373	350	347	373
電 気、ガ ス、水 道 業					13	12
サ ー ビ ス 業	335	371	321	266	313	289
公 務	209	375	281	220	153	144
分 類 不 能 の 産 業	6	7	6	14	10	6

資料出所 労働省「労働組合基本調査」

第41図 新設単位労働組合の上部団体加入状況

第41図 新設単位労働組合の上部団体加入状況



(注) 加入状況は34年の労働組合基本調査によって得られた都道府県の情報に基づき労働省労政局労働組合課がとりまとめたものである

なお三〇年に総評の中小企業組織化方針が確立されて以来、合同労組形式による組織化がかなりの進展をみせている。

労働省調「合同労組の現状」による三二年九月末現在の合同労組の数は四〇二組合、約七万六千人となっており、これを設立年別にみると、二〇年から二八年までに設立されたものが二〇〇組合、二九年一四組合、三〇年三六組合、三一年七一組合、三二年七二組合となっている。これは三二年九月末現在で現存したものについての数字であるから、そのまま合同労組の設立の推移とはみられないが、しかし、三〇年から三一年にかけてはかなり大幅に増加したことが推察される。

また、三三年および三四年の結成状況を労働省「中小企業労働情勢」によってみると、三三年七七組合、三四年八七組合(ただし、山形、東京、大阪、広島、大分の五都府県分は含まれていない)となっており、漸増傾向を示している。三四年中における合同労組の新規結成数を組合員数規模別の比率でみると、最高が規模二九人以下の三七・九%、ついで規模五〇～九九人の二八・七%となり、全体の九二・〇%が一九九人以下の規模で結成されている。組合員数でも規模一九九人以下で五七・〇%で、総数に対し過半数の組織数を示し、その性格を物語っている。

三四年の新規結成数を三三年同期のそれに比べると、規模二九人以下、規模五〇～九九人および二〇〇人以上で増加し、三〇～四九人で保合、一〇〇～一九九人でかなりの減少を示したため、全体としてはわずかに伸び悩んだ(第二二三表)。

(注)未組織中小企業労働者の組織化については、総評は三四年度の大会において、これとの共闘がなければ、現在の労働運動のかべを打破ることかできないとの観点から、組合員一人四五円、総額一億二五八万円のカンパを実施し、これにより約三〇〇名のオルグを設置する方針を決定した。東京地評などでは、総評の方針を具体化し、合同労組や地域支部の結成強化とともに、業種別対策を確立し、専任オルグを各ブロックに配置して指導

性を発揮するとの方針で臨んでいる。総評傘下で,下部組織がほとんど中小企業である全国金属,全国一般,全印総連,全旅労連などの運動方針をみても,いずれも大幅賃上げの獲得のため,未組織労働者の組織強化をはかり,地域共闘を強化し,それぞれ人的,財政的対策を充実していくとの積極的な組織化対策を打ち出している。一方全労は中小企業の組織化や争議指導に当っては,中小企業の実態に即した方針で臨むべきであるとの方針のもとに,中小企業における健全な労使関係を確立し,わが国労働運動の基本的弱点を克服するため中小企業労働者の組織化が必要であるとして,三四年の大会で組合員一人三〇円のカンパを実施し,全労地方組織の強化拡充をはかる方針を決定した。総同盟も県連におけるオルグを増員して未組織労働者の組織化に' 努力を払うとの方針を決定している。

第二部 各論
五 労使関係
(三)中小企業の労使関係
(2) 争議の傾向

労働争議統計によって、ここ数年間における争議行為をともなった争議の推移を行為参加人員規模別にみると、各規模とも全般的に年年漸増傾向をたどっているが、とくに小規模での増加傾向がいちじるしくなっている。すなわち、二六年当時に比べ三四年には五〇〇人以上の規模では四八％の増加にすぎないが、一〇〇～四九九人の規模では七一％の増加を示し、一〇〇人未満では一一〇％と実に二倍以上のいちじるしい増加となっている(第二二四表)。行為参加人員規模と企業の常用労働者規模とは必ずしも一致しないが、上のような結果から最近中小企業争議がかなり顕著に増加していることが推察される。

三四年中における争議の発生状況を争議の参加人員規模別にみると、五〇〇人未満の規模の争議が一、二〇四件で総件数の七三％をしめている。

第223表 組合員数規模別合同労組新規結成数

第223表 組合員数規模別合同労組新規結成数						
年	合 計	29人以下	30～49人	50～99人	100～199人	200人以上
33年組 合 数	77 (100.0)	28 (36.3)	16 (20.8)	18 (23.4)	10 (13.0)	5 (6.5)
組合員数	7,009 (100.0)	456 (6.5)	638 (9.1)	1,442 (20.6)	1,435 (20.5)	3,038 (43.3)
34年組 合 数	87 (100.0)	33 (37.9)	16 (18.4)	25 (28.7)	6 (7.0)	7 (8.0)
組合員数	6,996 (100.0)	514 (7.3)	606 (8.7)	1,677 (24.0)	768 (11.0)	3,431 (49.0)

資料出所 労働省「中小企業労働情勢」
(注) 1) 各年7月～6月の1年間
2) 山形、東京、大阪、広島、大分の5都府県をのぞく

第224表 行為参加人員規模別争議行為をともなった争議発生件数

第224表 行為参加人員規模別争議行為をともなった
争議発生件数

年	合 計		99人以下		100～499人		500人以上	
	件	%	件	%	件	%	件	%
26 年	655	(100)	255	(100)	221	(100)	179	(100)
27 〃	716	(109)	272	(107)	227	(103)	217	(121)
28 〃	711	(109)	299	(117)	220	(100)	192	(107)
29 〃	768	(117)	341	(133)	236	(107)	191	(107)
30 〃	795	(121)	395	(155)	206	(93)	194	(108)
31 〃	799	(122)	318	(125)	262	(119)	219	(122)
32 〃	993	(152)	414	(162)	288	(130)	291	(163)
33 〃	1,231	(188)	446	(175)	334	(151)	451	(252)
34 〃	1,179	(180)	536	(210)	378	(171)	265	(148)

資料出所 労働省「労働争議統計」

その比率は三三年より若干増加したが、これは、とくに一〇〇～四九九人の規模において件数、比率ともに三三年より増加したことによるものである(第二二五表)。しかし、企業の常用労働者規模別にみた争議企業数・二以上の企業の労働者で一争議を構成することがあるので争議企業数と争議件数とは一致しない。では、規模五〇〇人未満の企業が、一、四三〇企業で、総争議企業数の六〇%をしめているが、三三年にくらべると七四五企業といちじるしい減少を示した。もっとも、三三年は警職法改正反対闘争があったため各規模とも全般的に前年より少なくなっているの、これを三二年に比べてみると、総争議件数としてはほぼ同数であったが、規模五〇〇人未満の企業では減少している(第二二六表)。

この企業常用労働者規模別の争議発生状況を要求事項との関連でみると、各規模とも三三年に比べ一般に消極的要求争議および「その他の要求」争議は大幅に減少し、積極的要求争議が増加しているが、規模一〇〇人未満の企業では積極的要求争議でも減少している。この小規模企業での積極的要求争議の減少はおもに臨時給与金および賃金増額要求争議の減少によるが、これは最近の小規模企業における企業経営好転の状況等を反映しているのではないかと考えられる。

なお、小規模企業における消極的要求争議は三三年に比べ減少したとはいえ、他の規模に比較すると従来同様大きな割合をしめている。これは、解雇反対または被解雇者復職の争議が多いことによるが、小規模企業においては組合結成前後あるいは上部団体加入等の組合活動にからむ解雇問題で争議にいたる事例が多いという従来の傾向がいぜんつつづいていることを物語っているといえよう(第二二七表)。

小規模企業でのかかる解雇問題による争議の発生状況と関連して、不当労働行為の申立状況を中労委の資料によってみると、三四年中の申立件数は三七四件となって三三年より若干減少したが、そのうちの六一%は規模一〇〇人未満の小企業に関する事件であり、また発生事由では組合結成等をめぐる組合幹部の解雇ないし支配介入がおこなわれたとする事件がいぜんとしてもっとも多くなっている(第二二八表)。

また、争議の継続期間をみると、前述のように、作業停止争議の作業停止日数では比較的長期にわたったものが、三三、三四年と増加傾向を示してきているが、これを企業規模別にみると、五〇〇人未満の規模での増加がいちじるしくなっている。これは、中小企業の争議は一般に大企業に比して争議継続期間では短期間のものが多いが、ひとたび作業停止というような激しい闘争に入ると、比較的長期にわたるといふ特有の傾向が全般的に強まってきていることを示しているといえよう。

第225表 総参加人員規模別労働争議発生件数

第225表 総参加人員規模別労働争議発生件数（総争議）

年	合 計	1～99人	100～499人	500～999人	1,000人以上
	件 %	件 %	件 %	件 %	件 %
32 年	1,646(100.0)	745(45.3)	439(26.7)	157 (9.5)	305(18.5)
33 〃	1,788(100.0)	758(42.4)	467(26.1)	174 (9.7)	389(21.8)
34 〃	1,639(100.0)	709(43.2)	495(30.2)	168(10.3)	267(16.3)

資料出所 労働省「労働争議統計」

第226表 企業規模別労働争議発生企業数

第226表 企業規模別労働争議発生企業数（総争議）

年	合 計	1～99人	100～499人	500～999人	1,000人以上	不 明
	企業 %	企業 %	企業 %	企業 %	企業 %	企業 %
32 年	2,462(100.0)	943(38.3)	620(25.2)	250(10.2)	618(25.1)	31(1.3)
33 〃	3,354(100.0)	1,235(36.8)	940(28.0)	377(11.3)	799(23.8)	3(0.1)
34 〃	2,402(100.0)	803(33.4)	627(26.1)	302(12.6)	633(26.4)	37(1.5)

資料出所 労働省「労働争議統計」

（注） 33年の企業数は、所属企業が県市町村である日教組の勤務評定反対闘争の分をのぞいた数である

第227表 主要要求事項および企業規模別労働争議発生企業数

第227表 主要要求事項および企業規模別労働争議発生企業数(総争議) (件)

要 求 事 項	合 計	99人以下	100人～ 499人	500人～ 999人	1,000人 以 上	不 明
(33年)						
要 求 事 項 総 数	3,436 (100.0)	1,269 (100.0)	953 (100.0)	387 (100.0)	824 (100.0)	3 (100.0)
積 極 的 要 求	1,907 (55.5)	678 (53.4)	489 (51.3)	260 (67.2)	480 (58.3)	—
(内)賃 金 増 額	827 (24.1)	289 (22.3)	199 (20.9)	118 (30.5)	227 (27.5)	—
臨時給与金支給	728 (21.2)	313 (24.7)	168 (17.6)	92 (23.8)	154 (18.7)	—
消 極 的 要 求	384 (11.2)	244 (19.2)	68 (7.1)	18 (4.7)	54 (6.6)	—
(内)解雇反対、被解雇者復職	229 (6.7)	136 (10.7)	39 (4.1)	14 (3.6)	40 (4.9)	—
そ の 他 の 要 求	1,145 (33.3)	347 (27.3)	396 (41.6)	109 (28.2)	290 (35.2)	3 (100.0)
(34年)						
要 求 事 項 総 数	2,493 (100.0)	829 (100.0)	647 (100.0)	318 (100.0)	657 (100.0)	42 (100.0)
積 極 的 要 求	1,893 (75.9)	570 (68.8)	534 (82.5)	271 (85.2)	499 (76.0)	19 (45.2)
(内)賃 金 増 額	934 (37.5)	236 (28.5)	286 (44.2)	134 (42.1)	271 (41.2)	7 (16.7)
臨時給与金支給	718 (28.8)	236 (28.5)	194 (30.0)	105 (33.0)	176 (26.8)	7 (16.7)
消 極 的 要 求	264 (10.6)	170 (20.5)	46 (7.1)	9 (2.8)	33 (5.0)	6 (14.3)
(内)解雇反対、被解雇者復職	174 (7.0)	104 (12.5)	33 (5.1)	4 (1.3)	27 (4.1)	6 (14.3)
そ の 他 の 要 求	336 (13.5)	89 (10.7)	67 (10.4)	38 (11.9)	125 (19.0)	17 (40.5)

資料出所 労働省「労働争議統計」

(注) 第215表 注2および3参照

第228表 企業規模別不当労働行為申立件数

第228表 企業規模別不当労働行為申立件数

規 模 別	32 年	33 年	34 年
計	429件 (100)%	443件 (100)%	374件 (100)%
49 人 以 下	175 (41)	166 (37)	158 (42)
50 ～ 99 人	90 (21)	113 (26)	73 (19)
100 ～ 499 人	112 (26)	108 (24)	103 (28)
500 ～ 999 人	23 (5)	28 (6.5)	20 (6)
1,000 人 以 上	29 (7)	28 (6.5)	19 (5)

資料出所 中労委「不当労働行為申立件数調」

(注)以上のように、最近の中小企業の争議の傾向をみると、長期間の作業停止が実施され、深刻な闘争をつづけるものが多くなっている。また、単に長期化するだけでなく、争議の過程で、暴力事件の発生など、特殊な問題を惹起するものが多くなっている。三四年の中小企業の争議のうち長期化したものをみると、1)組合は企業の実態を無視した要求を提出し、短期間の団交をおこなったのみで直ちにストに突入し、坐り込みや職場占拠を開始する、また、上部団体は近辺の地域労組を中心に活発な支援活動を展開する、2)一方、経営者

は、ロックアウトをかけ、立入禁止の通告をおこなうとともに、組合指導者の解雇や、第二組合の結成指導等の対抗策に出る、3)労使とも力で解決しようとして、自主的な話し合いあるいは労働委員会の場合等における平和的解決をはかろうとしない、4)労使の激しい感情的対立、組合の職場占拠、第二組合の発生などをめぐって、組合員と非組合員または第二組合員、もしくは会社側臨時人夫等との間で乱闘など暴力事件が発生する、5)この間、組合指導者などの解雇がおこなわれるため、賃上げなどの要求が途中で解雇撤回、企業閉鎖反対等の要求にかわり、妥協のない長期闘争、泥沼闘争へと発展する、などの傾向があり、これらについての改善が強く要望されている。
